

七十万二千円、排水ポンプの動力費一千七百七十九万八千円、排水管移設工事設計委託料一千六百六十三万八千円、排水管の道路関連布設替工事一億三千四百六十八万八千円、布設替工事費二億九百二十二万三千円でございます。

次に、給水費といたしまして四千二百七十八万円で、主なものは職員三名分の人件費二千三百十二万二千円、量水器等取り替え委託料五百八十九万九千円、給水管漏水修繕工事六百十五万九千円でございます。

次に、受託事業費といたしまして六百三十一万円で、職員一名分の人件費、都道掘削復旧監督事務委託料等でございます。

次に、業務費といたしましては一億千八百四十一万円で、主なものは職員十二名分の人件費等と、検針の委託料一千四百八十四万三千円等でございます。

次に、建設改良費といたしまして一億七百十六万円を計上いたしました。このうち水道改良費といたしまして一千二百三十六万円で、第四、九、十二、十三水源現場操作盤取替工事七百二十一万円と、第二水源水中モーターポンプ取り替え及び井戸浚渫工事五百十五万円でございます。

次に、水道建設費といたしまして九千四百八十万円で、主なものは排水管の新設工事五千九百十七万九千円でございます。

以上、歳出合計八億三千四百二十万円を計上した次第でございます。

大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第二十五 議案第三十三号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第三十三号 市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

この路線は、福生第一小学校の北側に位置する（仮称）本六公園の新設に伴う取り付け道路でございます。幅員が四メートル二十センチ、延長が二十二メートル十八センチの道路でございます。既に用地買収が完了し、工事も三月に完了するため、道路法第八条の規定により認定しようとするものでございます。道路名称を市道第一二六四号線とし、起点を大字福生九八〇―一五番地先に、終点を大字福生九八〇―一二番地先にと定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、建設委員会に付託することにした。定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第二十六 陳情第二十一号 原爆被害者援護法即時制定の意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で意見を終わります。

陳情第二十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第二十七 陳情第二十二号 子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で意見を終わります。

陳情第二十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明九日から二十二日までの十四日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君)

御異議なしと認めます。よって明九日から二十二日までの十四日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、三月二十三日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五十八分 散会

本町では、

（委員等）と申す者あり）

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

○委員等が、本町に、建設委員会の付託すること、決
定いたしました。

川田

平成 元 年度

第 4 回

定期監査報告書

(工 事 監 査)

福生市教育委員会事務局庶務課

福生市監査委員

写

福監発第 42 号

平成 2 年 3 月 7 日

定期監査（工事）結果報告書

福生市長

石 川 彌 八 郎

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市教育委員会委員長

木 村 和 男

3. 監査の方針

福生市監査委員 持 田 力 印

この工事監査は、市建設局の事務指 田 保 雄 印

平成元年度第 4 回定期監査（工事）の結果
について（報告）

地方自治法第 199 条第 3 項の規定により、定期監査（工事）
を行ったので、同条第 8 項の規定に基づきその結果を次のとおり
報告します。事監査は、教育委員会事務局庶務課の所管する工事で

あり、監査の内容は工事計画、設計及び施工についてである。

監査の方法は、本工事の計画概要、関連する設計図書、その他
関係書類及び契約事務、工事現場の監査を実施した。

平成2年3月7日
第4号

第4号

市長

川口 八郎

市長

中村 林

市長

木村 林

市長

同

平成2年3月7日

(第4号)

市長

同

市長

平成元年度

第4回

定期監査(工事)結果報告書

I 監査の概要

1. 監査の対象

福生市立福生第二中学校内装改良第一期工事

2. 監査の期間

平成2年1月5日から平成2年1月24日まで

3. 監査の方針

この工事監査は、市建設行政の事務事業の適正化、円滑化を図るため、工事の設計及び施工が、法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているか否かを主眼として実施した。

この工事の監査にあたっては、専門技術面についての調査は、社団法人日本技術士会と委託契約をして、その協力を得て実施した。

II 監査の結果

今回の工事監査は、教育委員会事務局庶務課の所管する工事であり、監査の内容は工事計画、設計及び施工についてである。

監査の方法は、本工事の計画概要、関連する設計図書、その他関係書類及び契約事務、工事現場の監査を実施した。

監査の結果は、おおむね適切に執行されていると認められた。

以下監査の概要と留意すべき事項について記述する。

1. 工事の概要

(1) 件 名 福生市立福生第二中学校内装改良第一期工事

(2) 場 所 福生市加美平 1 丁目 2 2 番地 1

(3) 工事内容

ア 工事施工面積 延床面積 $3,153 m^2$

普通教室 23 職員室 1 校長室 1

事務室 1 保健室 1 放送室 1

会議室 1

イ 建築工事

普通教室 家具取替・黒板取替・掲示板取替・天井貼替

壁塗装・床塗装

廊 下 天井貼替・壁塗装・掲示板新設

特別教室 普通教室 1 室を美術室に改良・床壁面の塗装
替

玄関・昇降口 レイアウトの変更・下駄箱の改良

便 所 レイアウトの変更・天井貼替・壁塗装・トイ

レブース取替・清掃具入れ新設

ウ 電気設備工事

各室・便所・廊下・階段の照明器具取替及び増設

各室スイッチを廊下より教室内に位置変更

校内テレビ放送用ケーブル及びテレビ吊金具の新設

各種配線改修・スピーカー・時計等脱着

エ 給排水衛生設備工事

管理諸室の給排水管配管替え

便所の給排水管配管替え・便器取替

(4) 工 期 平成元年 6 月 13 日から

平成元年 9 月 11 日まで

(5) 契約内容

ア 建築工事

契約金額 116,977,100 円

請負業者 株式会社 荒井組

イ 電気設備工事

契約金額 16,253,400 円

請負業者 宮崎電気株式会社

ウ 給排水衛生設備工事

契約金額 24,720,000 円

請負業者 株式会社 桑林工業所

2. 監査の概要

本工事に係わる計画、設計、施工状況、施工監理、契約事務等について監査した。本工事は短期間の工期にもかかわらずお

おむね適切に施工されている。

以下監査した結果について、若干の意見を記述する。

1. (1) 総評

(1) 本校舎は昭和39年に竣工したもので、25年ぶりの本格的改修工事である。

(2) 本工事の改修に当っては、それぞれの関係者の意向を配慮して改修したものである。

施工は良好な仕上がりであるが、子供たちの将来の住生活感を育む生活の場である校舎は、それなりの審美性をそなえたものであってほしい。

生徒の体格からして便所の狭さを感じる。改修に当っては利用者である生徒の意見も十分配慮して、でき得る限り長期にわたって使用可能なレイアウトが必要と考える。

(2) 設計について

本件の具体的な改修案件については現場の先生の要望を最大限に取り込んだ計画となっている。

その他技術的な見地から本件を調査した結果は、

ア 将来の維持管理の難易および経済性の適否

イ 設計図書（設計図・仕様書・内訳書）の整備状況

ウ 図書の構成、正確性および理解の難易性

エ 施工に必要な工種の指示および図書の遺漏これ等の諸点

については、不適當とされるものは認められなかった。

(3) 施工監理について

本件の施工監理は、きわめて困難な錯綜した工事にもかかわらず、その工事を短期間に適切に施工されている。

(4) 施工状況について

設計図通りの施工であることが認められた。

平成 元 年度

第 5 回

定期監査報告書

教育委員会事務局 庶務課

福生市監査委員